

令和6年第8回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月22日（木）午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
委員	笠谷 由美子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	原田 幸雄
教育次長	引頭 康行
学校教育課長	藤田 康伸
学校給食課長	小林 政幸
生涯学習振興課係長	戸高 孝文
下松中央公民館	桑島 洋明
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 木佐谷 真理子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
 - (1) 報告第29号 下松市教育委員会教育情報セキュリティポリシーについて
- 9 会議の付議の顚末

○**教育長** それでは、令和6年第8回下松市教育委員会会議定例会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、江口委員さん、木佐谷委員さんでお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります。本日は報告が1件ということになっております。

(1) 報告第29号 下松市教育委員会教育情報セキュリティポリシーについて

○**教育長** 報告第29号、下松市教育委員会教育情報セキュリティポリシーについてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 報告第29号、下松市教育委員会教育情報セキュリティポリシーについて、ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

これは、令和6年1月に国の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが改定されました。これを受けて、本市の教育情報セキュリティポリシーを制定するものです。

教育委員会では、これまで、下松市の情報セキュリティポリシーを準用しておりました。国の改定ガイドラインでは、教育現場が市などの行政業務とは異なることから、自治体の情報セキュリティポリシーとは別に、教育情報セキュリティポリシーを策定することを求めています。

県内の策定状況としましては、既に策定された市町は10市町。本市のように、市の情報セキュリティポリシーを準用している市町も何市、何町かございます。

このセキュリティポリシーの方向性として、個人情報の保護、それから、組織活動を安全に維持することなどについては、今までと大きく変わっておりませんが、学校でのICT機器の活用が大きく変革する中で、校務系や学習系システムをいわゆるクラウド上で運用することが出てきておりますので、こうした対応など、これまで以上に情報利活用において、十分な理解と運用上の注意が必要でございます。

今後の予定として、情報セキュリティポリシーの周知を9月中に管理職や教職員に行う予定です。運用については、その周知が終わった10月からを予定しております。

配付資料として、今お手元にあります「下松市教育委員会教育情報セキュリティポリシーの策定について」という、学校長宛て、それから教育支援センター所長宛ての文書をもって周知をしていく予定です。その周知文書の裏側には、概要という形で、先生方にある程度分かりやすく、簡単にできるようなものをつけております。それから、ガイドラインの内容のQ&Aもつくって配付をし、セキュリティポリシーの理解、遵守の徹底に努めてまいりたいと考えております。

文書の裏にありますセキュリティポリシーの概要のほうをご覧ください。

まず、本ポリシーの対象範囲ですが、学校とそれから教育支援センター「希望の星ラウンジ」です。それと、教育情報システムを所管するICT推進室になります。校長、それから支援センターの所長を、教育情報のセキュリティ管理者として、当該所属の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を保有することを明記してございます。

それから、情報セキュリティ委員会等を設けて、教育部長、教育次長、ICT教育推進室、教育総務課、学校教育課または室長及び校長代表等によって構成する委員会を設けます。これによって、セキュリティ上何らかの問題が発生したときなどに、どこに責任があってどういうふうに対応していくのかを、このセキュリティポリシーの中に新しく明記したということでございます。

次の5つ目の丸のところです。情報には幾つかの機密性があって、教員が扱う情報、それから子供たちが扱う情報もそうなのですが、そこに今、機密性の3とか、機密性2Bとか、機密性2Aとか書いてありますが、数字が大きくなるほど重要なデータというふうになります。これを教員がどのように扱ったらいいのか。どのパソコン、どのタブレットだったらこれを使っていいいのかとか、そういうことを分かりやすくするために、説明

をしているところです。

機密性3については、これは指導要録、成績とか住所とかそういったものが入っている重要なもの、それから人事関係の資料など、いわゆるセキュリティ侵害が、教職員または児童生徒の生命、財産、プライバシーに重大な影響を及ぼす、かなり機密性の高いものが機密性3というふうになります。2が2つに分かれていて、2Bと2Aがあるのですが、2Bのほうが、いわゆる健康診断の記録であるとか、成績それから指導記録、進路関係など、セキュリティ侵害が学校事務、教育活動に重大な影響を及ぼすものというふうになっております。これもかなり機密性の高いものです。

機密性の2Aなのですが、これが同じように、学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼすものと書かれているのですけれども、いわゆる座席表とか卒業アルバムとか、写真、教材研究の資料などとして、先ほど申し上げた2Bとは少し機密性のレベルが違うものになっています。恐らくこの2Bと2Aの間に1本線があるのではないかと思います。機密性1がここには書かれていないのですけれども、1については、比較的多くなっているものと考えていただければと思います。

それから、公文書などのデータ保存ですが、今までパソコンのデスクトップ画面や本体のハードディスクに保存していたのですけれども、今後は、市にあります集約サーバに保存していくようになります。これによって、パソコンの破損とかIDが分からなくなったことによって、大事なデータがなくならないということがあり、データの保存に非常に大事な部分になると考えております。ただ、2A以下で大きなものについては、LAN接続の外付けのハードディスクなどの別途の対策を講じることになっています。

それから次ですが、機密性2B以上のデータ、いわゆる機密性の非常に高いものなので、すけれども、これは校務用パソコンのみでを使用すること。ただし、指導用タブレットで児童生徒の成果物、2Aに評価して児童生徒に返す場合に機密性が2Bとなるので、端末のロックをかけるなどして情報の漏えいに細心の注意を払うことというふうにも書かれています。

それから、学習用タブレット端末、指導者用タブレット端末、校務用端末を持ち出す場合には、必ず管理責任者に申請書を提出するというふうになっております。基本的には学校で扱うのですけれども、教材をつくったりするときなどに指導用タブレットを持ち帰る場合もあるかもしれません。このときなどは、必ず申請をして許可を取ってほしいというものです。それから、子供の学習タブレットの家庭学習の持ち帰りは、申請は不要です。

それから、私物のパソコンを校内にて校務で使用する際には、これも使用申請書を用いて管理責任者に提出する必要があります。その際、長期にわたる使用の場合でも、校長が定期的に把握するため、例えば学期ごとの申請とするなど、適切に対策を講じるようになります。ですが、基本的に、今私物のパソコンを校内に持ち込むということは、あまり好ましくはないですが、持ってきたものについて、例えばLANにつなぐとか、そういったことができません。自分のメモ代わりに使うとか、子供たちのことをちょっと書き込んだ

りするようなことに使うので、ちょっとしたメモ代わりといいますか、そういったものになります。

それから、電子メール等により教育情報を外部に持ち出す場合には、記録簿へ記載し、情報資産出口対策を徹底することというふうになります。これは、主には学校教育課のほうに必要なデータを提出するとか、そういうことも想定されますので、その場合には必ず、様式をちょっと今添付していませんが、そういう簿冊をつくって、きちんと許可を得て記録を残すということが書かれています。

最後になりますが、本ポリシーに違反した教職員またはその監督責任者については、その重大性、発生した事案の状況に応じ、懲戒処分の指針に沿って、懲戒処分の対象になることがあるというように、ちょっとくらいいいだろうというものではなくて、厳しいことも言われていますので、こういったことを9月中に、管理職をはじめ教職員、先生方にきちんと周知をして、子供たちの情報であるとか、学校の大事な情報資産が漏れたり、なくなったりすることがないように管理してまいりたいというふうに考えております。

セキュリティポリシーについては、まだまだたくさんのことが書かれていて、ここでは事細かに説明していくことはできませんが、また目を通していただく中で、質問等あったら頂けたらと思います。

私のほうからは、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 セキュリティポリシーについて、概要説明がございました。新しいポリシーができたということで、これまでは市のセキュリティポリシーを準用した形で運用していましたが、正式につくりましたので、しかも、相当詳しい内容になっておりますので、なかなか消化するのに大変だなと思うのですが、これを読まれて、あるいは説明を聞かれて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

これ、2 A以下は、機密性の1と、その下の完全性2 B、完全性2 A、これも含まれるのでしょうか。それとも機密性1だけが含まれるのですか。藤田課長。

○学校教育課長 そのとおりです。1については機密性を言っていて、2については完全性ということで、2の意味は、情報が破壊、改ざん、または消去されていない状態を確保しなければいけないということです。

○教育長 別物と理解すすればいいですね。

○学校教育課長 別物です。ここは違うことを言っています。

○教育長 難しいですね。機密性は何か分かるのですが、完全性と言われたら。

○学校教育課長 ちなみに可用性は、情報へのアクセスが認められた人が、必要なときに情報にアクセスできる状態を確保することということを言っています。

○教育長 セキュリティポリシーを語るときに、この3つの機密性ということ、それから完全性と可用性という言葉は、以前からあったわけですね。なかなか、初めて聞いたような感じで、難しいですね。どなたかほかにありますか。江口委員。

○委員 私も読んだのですが、なかなか難しいですね。この中でIDとかパスワード、これ

を持てる人間というのは、大体何名ぐらいを想像されているんですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** まず、教職員それぞれパソコンが使える者についてはＩＤパスがあります。

○**委員** それは、校長以下全職員ですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 校長はじめ全員になります。

○**委員** 例えば、もしその先生が辞めたとします。そしたら、完全に削除して、辞めたら絶対入れないようになっていると思うのですが、あとですね、子供たちのいろいろな記録がある程度保存されます。それで中学校、高校卒業してから、その後は保存しておくのですか。あるいは、そういったものは削除するのですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** パソコン内のデータですね。例えば、子供たちが学んだものとかをデータとして残されているかどうかの話になります、１年間ごとに。今いろいろやってきた、例えば中学校３年生で卒業したときに、パソコンの中のデータと思うのですが、タブレットとか自体は更新がかかって次のものになりますので、中身は変わるというふうになります。

○**委員** 例えばＡさんという人が卒業して、１０年後に、そのＡさんの記録を見たいという場合には見られないということですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 中身については消えるというふうに、今、理解しております。

○**委員** 除去する。

○**学校教育課長** はい、もし取っておこうと思えば、例えば技術的に可能であれば、ＣＤに焼いておくとかですね。

○**委員** そこですよ。そういったデータをコピーすることはできるということですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 今、ＣＤとかＵＳＢについては、今ここで書いてあるのは、原則できないと書いてあるのですが、ただ、認証されたもの、これは使っていいＵＳＢですよというのをサーバとかに認証させてつなげれば、このＵＳＢはそこで使えます。それからＣＤについては、ＣＤを読み込む、こういうディスクみたいなものがあると思うのですが、それを差し込んで、それを認証させれば、焼き取ることができます。

○**委員** 僕が懸念しているのは、そのコピーができるというのが重要なので、例えばＣＤとかそういったものじゃなくても、大規模なハードディスクでそのまますると、ほぼ全部コピーするのは可能なわけですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** ハードをそのままコピーするというイメージですね。

○**委員** このサーバがあって、サーバからＵＳＢでもＤＶＤでもコピーできるわけですね。

そうすると今度は個人のハードディスクに持って行って、中のものを全部丸ごと取れてしまうということですか。

○教育長 藤田課長。

○学校教育課長 個人のものにつなぐことはできません。先ほど申し上げたように、いわゆる認証する必要があるので、公と認められたもの、保存媒体のみです。

○委員 でも、CDとかUSBに接続できるのでしょうか。ということは、ハードディスクもコピーできると同じことでしょうか。

○教育長 藤田課長。

○学校教育課長 USBは、例えば学校とかで学校が用意したナンバリングしてあるUSBを用意して、それを認証させて、公のものとして使ったものはできます。それとCDについては、先ほど言った、CDを読み込むためのものをUSBのところに差し込んで、そこが認証されているからCDに焼けるという形になります。何を焼くかを申請しないといけない。だから、自分ところのパソコンをそれにつなごうと、そのパソコンを認証しなければいなくなる。私物の認証はないということになり、それはできないことになります。

○教育長 今、個人の成績とかを盗もうということで、そういう人が出たときにどういうふうに対応するかといったら、簡単には取れないようになっているのです。先ほど藤田課長が言われたように、外付けのハードディスクとかUSBとかは、市販の物は、つけても認識しないのです。そこは完全にシャットアウトしてあります。セキュリティが守られている。

それから大事なのは、クラウド上で保存するので、そのセキュリティというのは相当高いみたいで、今までよりも何倍も何十倍も高い。個人的にはできないようにはなっている。その情報はしっかり守られているというふうに思います。普通のコピーとか、違法なやり方では、データが取られないようになっているということです。

もう一つ、成績については、保存年限が決まっています。要録は20年です。成績5年で、それから学籍が20年。それは紙媒体で、今保存をするようにしています。それを電子媒体で保存ができるようにするためには、また学校教育課のほうで規定を書き換えていけないといけないと思っています。要録の電子データの保存の仕方については、細かいところはこれからまた決めていくようになると思います。いろいろ問題が出ることも想定されますので、その都度、未然に防いでいきたいと思っています。

あと、概要のところの上から3つ目の丸なのですが、情報セキュリティ委員会の位置づけが、このポリシーの中にないと思ってですね。5ページに市教委の中の図があり、その下4つ目の丸は、教育情報セキュリティ管理者、各校長を構成員に加えた情報セキュリティ部会を開くことができるというふうに書いてあるので、結局これはやらなければいけないということですね。だから、学校に周知する場合あるいは市教委として情報セキュリティ委員会を設置して、会議を開かないといけないのかなと思います。10月から運用ですから、説明するときに、関係者が集まるので、第1回の情報セキュリティ委員会という

ような形で位置づけてやっていけばいいと思うし、年間1回か2回かは定期的にはやらないといけないと思う。それを受けて、各学校でこのセキュリティ部会を定期的を開催するように、市として働きかけていくということが大事なかなと思います。特に大きく変わる今年度については、何回か協議を重ねていかないとうまくいかないと思うので、そのあたりしっかり9月の会議で周知、徹底してもらったらいいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に懲戒処分の指針がありますが、何を指しているのですか。藤田課長。

○**学校教育課長** これは県の教職員課が出している懲戒処分の指針になります。

○**教育長** これに関係者は、学校以外の市教委の者もいるのではないですか。それはどうなりますか。藤田課長。

○**学校教育課長** 市職の方については、市の規定に従うようになると思います。

○**教育長** 学校の教職員は、何か違反があったときには懲戒処分の対象になりますよということですね。その具体的な事例とかいうのはあるのですか。藤田課長。

○**学校教育課長** 例えばUSBを紛失したとか、タブレットを持ち込んで授業で使って、悪い画像が流れたとかは処分の対象になるところでございます。そういったことがないように、今回このセキュリティポリシーをきちんとつくって、かなり厳しめといいますか、教員に周知しているところであります。先ほど教育長さんも言われたように、実は技術的とか、やろうと思えば抜け道があるかもしれないので。でも、そういうことは、これはつなぐことはできないとか、やってはいけないというふうに、ある程度モラルの面で止めるという意味も、このセキュリティポリシーにあります。以上です。

○**教育長** よろしいですか、そのほか。笠谷委員。

○**委員** 5ページですけれども、ICT教育推進室ですね、これはどこを指すのかなと。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** ICT教育推進室というのは、今、学校教育課の中に3名の会計年度任用職員の指導員がいらっしゃいます。その方々が、今、学校のICT関係の、例えば授業の中でどういったふうにそれを使っていけばより効果的な授業改善が進むとか、または、時々校務の関係を行ってお手伝いしたりするのですけれども、そういったふうに活動している部署がありますので、そこを指しているというふうに考えていただけたらと思います。

○**教育長** 補足ですけれど、推進室には今、会計年度の退職校長が3名で現場に出るわけですが、推進室長は、主幹が推進室長、それから教育総務課に兼務している職員が1人おりまして、5人体制でやっています。

これをつくるきっかけというのが、結局は統合型校務支援ソフトが導入されて、子供たちが1人1台タブレットを持って、先生方も校務用のパソコンやタブレットを持ってということで、情報の管理を一元的にしなければいけないため、それをセキュリティとしてどのように方針を出していくのかということで、これができたという経緯があります。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、報告事項ですので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** 続きまして、その他のところに入りたいと思います。金子課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 9月の行事予定をお伝えします。資料は2ページになります。定例会が26日木曜日に1時半から502会議室で行われます。また、10月以降の予定を下に記載しております。会の終了後に出席確認をさせていただきますが、10月9日、山口県市教育委員会協議会研修会が柳井市であります。また、11月8日に総合教育会議が、503会議室であります。日程のご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○**教育長** 柳井市、場所はどこですか。

○**教育総務課課長補佐** 柳井市は文化福祉会館と図書館になります。

○**教育長** 図書館が新しくなったのですね。

長くなりましたが、以上で第8回の教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

午後2時15分終了